

第2部 産業廃棄物の保管に対する規制の概要

I. 産業廃棄物の自己物の保管の届出

一定規模（100 m²）以上の土地に自らの産業廃棄物を保管する場合について、保管の届出を義務づけています。

＜届出の対象外＞

- ・産業廃棄物の排出場所で保管するとき
- ・許可を受けた産業廃棄物処理施設の敷地内で保管するとき
- ・災害のために応急的に保管するとき
- ・その他規則で定める場合

II. 届出者の義務

①	廃棄物処理法の処理基準による保管
②	変更・廃止の届出
③	搬入搬出管理簿の作成・保存

III. 不適正処理等に対する命令等

区分	命令等が行われる場合	命令等の内容
①搬入一時停止命令 (条例第12条)	当該土地の周辺における生活環境の保全又は生活の安全が損なわれるおそれがあると認めるとき	期間を定めて（30日以内）、当該土地への産業廃棄物の搬入の停止を命令
②保管者に対する勧告 (条例第13条第1項)	処理基準に適合しない産業廃棄物の保管がされている場合	その保管が適正に行われるようにするための適切な措置を勧告
	*公表 (条例第13条第2項)	正当な理由なく勧告に従わない場合 氏名、勧告内容等を公表する場合があります。
③土地所有者等に対する勧告	不適正保管の場合 (条例第13条第3項)	保管者が正当な理由なく上記②の勧告に従わない場合 当該保管者によって適正な保管が行われるようにするための必要な措置を勧告
	不適正処分の場合 (条例第14条第1項)	処理基準に適合しない産業廃棄物の処分がされた場合 土地所有者等の責務を果たすための措置を講ずるよう勧告
	*公表 (条例第14条第2項)	正当な理由なく勧告に従わない場合 氏名、土地の所在及び地番、勧告内容等を公表する場合があります。

IV. 罰則

- (1) 第12条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。
- (2) 第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして産業廃棄物の保管を行った者、第9条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして同項に規定する事項を変更した者、第9条第2項、第10条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者、第11条の規定に違反して管理簿を作成せず、これに虚偽の記録をし、又はこれを保存しなかった者は30万円以下の罰金に処せられます。